

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2006 年の改正薬事法に基づく改正薬事法施行規則が 2009 年 2 月 6 日に公布されましたが、この改正により、今まで認められていた郵便その他の方法（郵便、カタログ、ちらし、インターネット等）を通じた一般用医薬品の販売については、2009 年 6 月 1 日より第 3 類一般用医薬品を除いて販売禁止となっています。ただし、経過措置として平成 23 年 5 月 31 日までの間は、①薬局及び店舗がない離島の居住者に対して販売する場合、②改正省令の施行前に購入した医薬品を改正省令の施行時に現に継続して使用していると認められる者に対して同一の薬局又は店舗が同一の医薬品を販売する場合に限って、第 2 類医薬品等の郵便等販売が可能となっています。</p> <p>（1）2009 年 6 月以降、インターネットで通信販売を行っていた薬局等のもとに、消費者から通信販売継続を求める声が多数届いています。特に、外出困難な方をはじめとして自分にあった一般用医薬品を購入できないことで健康の不安を感じている方が多く、国民の健康維持に観点から問題が生じます。</p> <p>（2）また、薬局等にとっては、2009 年 6 月の医薬品売上は前月比 62% も減少し、2300 人の方に対して販売のお断りを行ったという事例も生じるなど、経営に甚大な影響を及ぼしています。特に重要な販路を奪われてしまった中小の薬局等にとっては事実上経営が成り立たなくなるほどの影響が生じます。</p> <p>（3）一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者にも多数寄せられており、販売継続を求める署名も 150 万を越えております。また、「ハトミミ」に寄せられた第 1 回集中受付月間（本年 1 月 18 日～2 月 17 日受付）の意見のうち約 4 割が、本件に関するものでした。こうした事態からは、規制導入の決定過程で国民的な議論が不足していたのではないかとこの疑念が拭えません。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>薬事法第 36 条の 5 及び第 36 条の 6  薬事法施行規則第 15 条の 4（第 142 条において準用する場合を含む。）、  第 159 条の 14、第 159 条の 15 及び第 159 条の 16  薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第 23 条から第 28 条  薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・	<p>消費者に対する購入経路の拡大により国民の健康維持に資するよう、第 1 類及び第 2 類の一般用医薬品についても通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきです。</p>

規制等の見 直しの方向 性について の提案	
--------------------------------	--